## 日立市立会瀬小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

#### いじめとは

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行 為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象とな った児童等が心身の苦痛を感じているもの」(法第2条第1項)をいう。 なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

#### 1 はじめに

本校は、「会瀬 あ・い・う・え・お」を合い言葉に全職員が協力して児童の教育にあたっている。(働いさつ, ⑥じめなし, ⑤んどう, ②がお, ⑤そうじ)また、日立市の教育スローガン「学ぶ 夢見る そして輝く」を具現化するため、地域とも密接に協力しながら児童の健全育成に努めている。しかしながら、いじめはどの学校にもどの子供にも起こりえる問題である。すべての児童が学校の内外を問わず、安心して生活できるようにすることが、児童を取り巻くすべての大人の責務であると考える。すべては子供たちのために、力を合わせられるよういじめ防止の基本方針を策定する。

#### Ⅱ 本校のいじめ防止基本方針

- 1 児童の豊かな心を育み、道徳性を養う教育を推進します。
- 2 いじめの早期発見に努め、迅速に対応します。
- 3 学校全体でのいじめ問題に関する意識を高め、学校全体でいじめの問題に取り組む環境を整えます。

#### Ⅲ 本校の取り組み

#### 1 本校におけるいじめ未然防止

- ○温かく活力のある学校風土・学級風土づくり
  - 「すべての子供に居場所づくり」を進めます。
  - ~自己有用感を高め認め合える風土の醸成のために~
  - ・WEBQU テスト結果の活用 (全学年)
  - ・話合い活動や係・委員会・縦割り班活動の充実
  - ・一人一人に役割で輝く場の設定
- ○いじめに向かわない児童の育成

「学校・学級・地域の絆づくり」を進めます。

- ~豊かな心を育むために~
- ・道徳教育の充実
- ・教育相談の充実
- ・地域行事への積極的な参加
- ○命や相手を大事にする児童の育成

「思いやりを大切にする教育活動」を進めます。

- ○保護者・地域との連携体制の強化
  - ・「いじめ防止基本方針」の発信に努めます。

#### 2 早期発見のために

- ○アンケート調査や個別面談の実施
  - ・いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努めます。
  - ・定期的な個別面談の他にも、チャンス相談や担任外による相談、教育相談員による相談など、個別面談を通していじめの早期発見に努めます。
- ○保護者・地域との連携
  - ・どんなに些細な事柄でも、誠意をもって対応します。
  - ・気軽に相談しやすい体制づくりを進めます。
  - ・連絡帳や生活日記を活用します。
  - ・地域とも情報を共有します。

#### ○教職員の共通認識

- ・生徒指導協議会(月1回)の実施で早期発見・情報共有に努めます。
- ・気になる児童のケース会議(随時)を実施します。
- ・相談窓口の周知し、関係機関との連携を深めます。

#### 3 いじめに対する早期対応

児童の**ささいな変化や小さなサインを見逃さないよう、学校全体で取り組み、**連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ対策委員会」 を開き、当該いじめに対して組織的に対応します。

- (1)被害者の保護
  - ・いじめられている児童を守り通すことを第一とします。
  - ・全職員が協力して被害者の心のケアに努めます。
  - ・すぐに家庭と連携し、状況によっては関係機関とも連携を進めます。
- (2) 実態の把握
  - ・被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認します。
  - ・アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行います。
- (3)加害者への対応
  - ・加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をします。
  - しっかりと寄り添い、加害者の背景にある事情を聞くとともに、いじめを繰り返さないよう支援します。
  - ・保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護 者への対応に関して必要な助言を行う等、連携して対応します。

#### 4 重大事態への対処

重大事態とは、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) すみやかな報告
  - ・教育委員会を通じて市長へすみやかに報告します。
- (2)組織での対応
  - ・組織を立ち上げ、いじめの背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査します。その調査結果については、日立市教育委員会へ報告します。

#### 5 関係機関等との連携

- (1) 地域との連携を進めます。
  - ·民生委員 · 児童委員
  - 青少年相談員
  - ・会瀬学区コミュニティ推進会
- (2) 関係機関との連携を進めます。
  - 警察
- · 児童相談所
- 法務局等教育研究所
- 教育委員会
- (3) 学校評価アンケート等を使い、いじめ防止の取組状況を確認します。
  - ・いじめに関する評価項目の設定
  - ・いじめ防止に向けた取組状況を学校運営協議会で報告し、助言を受けます。

#### 6 教職員研修の充実

- (1) いじめの再発防止や同種の事案の防止に役立てるため、事例から検証し、今後の対応に役立てます。
- (2) 幅広い事例研究により、インターネットなどの情報モラルの理解に努めます。

#### 会瀬小学校いじめ対応マニュアル IV **<校内対応>**

#### いじめの発見

- ・小さなサインを見逃さない
- ケ席や保健室利用の増加は注意
- ・教師の鋭敏な感性
- ○報告・連絡・相談・確認

#### 校長・教頭・教務主任・生徒指導

・早めの相談

○報告·連絡·相談·確認

# いじめ対策委員会

校

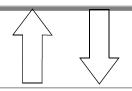
○報告

- ・連絡 相談
- 確認
- 事実確認
- ・保護者との連携
- ・対策の検討
- ・ケース会議
- ・校長 教頭
- 教務 • 生徒指導
- · 学年主任 · 養護教諭
- 担任

長

## 児童への援助指導

- ・いじめられている児童を絶対に守る。
- ・いじめている児童には毅然とした態度と、しっかり寄 り添う指導をする。
- ・指導は継続して行う。



#### 関係諸機関との連携

- · 教育相談員
- 児童相談所 箬

#### 保護者への対応

現状とこれまでの指導の経過、今後の対応について説明し、理 解と協力を得る。

> 全職員の 共通理解

対応の 見直し・改善

指導の継続

記録 · 随時報告

#### <日立市と協力した対応>

## <重大事態に対する対応> 重大事態の発生 学 校 教育委員会への報告 市長への報告 教育委員会 調査主体の判断・指示 (第30条第1項) 【 学校主体の調査 】 【 教育委員会主体の調査 】 学校いじめ調査委員会による調査 教育委員会が設置するいじめ調査委員会 (第28条第1項) による調査(第28条第1項) 結果報告を受け、教育委員会より市長及び市議会へ報告 市長 再調査の指示 (再調査が必要と認める時) 市長が設置する再調査委員会による 調査(第30条第2項) 市議会 市議会への報告(第30条第3項)